

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	51	事業名	継続的な被災者支援体制の確立事業	事業番号	◆D-4-2-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	190,834 千円)	全体事業費		190,834,266,960 (千円)	
事業概要					
<b>■継続的な被災者支援体制の確立事業</b> 東日本大震災により生活環境が大きく変わった市民が多いことから、きめ細かな保健指導・相談等、被災者の健康を維持する事業 ▽事業量 ①仮設住宅等入居者など被災者に対する健康相談チェック (巡回保健指導等も含む) ②被災者の不安解消のための検査機器 (ホールボディカウンター) の導入と運用 ③仮設住宅入居者など被災者に対するきめ細かな保健指導・相談の実施するためのデータ管理システムの導入 ▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 1 項 応急仮設住宅での生活支援 (P3) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 2 項 医療、介護、健康管理 (P6) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 3 項 放射能対策 (P7)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ①仮設住宅等入居者など被災者に対する健康相談チェック (巡回保健指導等も含む) ②被災者の不安解消のための検査機器 (ホールボディカウンター) の導入 ③仮設住宅入居者など被災者に対するきめ細かな保健指導・相談の実施するためのデータ管理システムの導入 <平成 25 年度～平成 2931 年度> ①仮設住宅等入居者など被災者に対する健康相談チェック (巡回保健指導等も含む) ②被災者の不安解消のための検査機器 (ホールボディカウンター) の運用 ③仮設住宅入居者など被災者に対するきめ細かな保健指導・相談の実施するためのデータ管理					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、被災者は居住場所 (応急仮設住宅等) や生活サイクルが大きく変わり、身体及び心に大きな負担 (ストレス) がかかっている。その結果、健康状態の悪化 (生活習慣病 ※糖尿病等) が心配されている。これらを解消するためには、被災者の不安の解消や健康管理を適切に行う必要があるため、必要な機器の導入、定期的な健康相談や食生活に関する問題 (栄養バランスの乱れや慢性疾患の重症化) の解消を促す事業を実施するもの。 これら住民に対する健康チェック等で得た情報については、データベース等で適正に管理するために、システムの構築し、統合的な管理を実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	D-4-2				
事業名	災害公営住宅整備事業 (馬場野団地)				
交付団体	市				
基幹事業との関連性					
対象となる被災者は、現在応急仮設住宅に入居しており、現在事業が進んでいる災害公営住宅に移転していくものであるため、継続的な支援体制が必要である。					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 3 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	52	事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)	事業番号	D-13-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		1,344,060 (千円)	全体事業費		1,294,706,344,060 (千円)

事業概要

■住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)

今度想定される災害への未然防止を図るため、津波やがけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、もって市民の生命の安全を確保するため事業を実施する。

▽事業量

- ①移転想定世帯数：343 世帯 (H24 年 7 月意向調査集計結果に基づき変更)
- ②事業費：危険住宅の除却等に要する費用、危険住宅に代わる住宅の建設 (購入) に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用を補助

▼位置付け

- [相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理 (P26)
- [相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)
- [相馬市復興計画 (Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備 (P43)

(事業間流用による経緯の変更) (令和 3 年 1 月 12 日)

事業進捗により事業費が減額したため、D-5-2 災害公営住宅家賃低廉化事業 [補助率変更分] へ 49,354 千円 (国費：H25 予算 37,015 千円) を流用。

これにより、交付対象事業費は 1,344,060 千円 (1,008,045 千円) から、1,294,706 千円 (971,030 千円) に減額。

当面の事業概要

<平成 24 年度～令和 2 年度>

今度想定される災害への未然防止を図るため、津波やがけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、もって市民の生命の安全を確保するため事業を実施する。

- ①移転想定世帯数：343 世帯のうち、移転を行ったものに順次補助
- ②事業費：危険住宅の除却等に要する費用、危険住宅に代わる住宅の建設 (購入) に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用を補助

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けている。

特に、建物が流出し、多くの犠牲者を出した地域においては、居住するための新たな建物を建築することは危険と判断し、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」を指定している。

今後、災害の未然防止を図るため、当該災害危険区域や津波、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、市民の生命の安全を確保する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。

また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	53	事業名	都市防災総合推進事業 (災害危険度判定調査)	事業番号	D-20-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		8,148 (千円)	全体事業費		8,148 (千円)

事業概要

■都市防災総合推進事業 (災害危険度判定調査)

東日本大震災による災害で、壊滅的な被害を受けた本市の沿岸部において、安全で安心できる市民生活を確保するため、既存集落・産業用地等はもとより、再整備を図る各種津波防御施設の配置や住宅団地整備、産業立地の適切な配置検討を行うための基礎データを構築するためのものである。

▽事業量

①津波シミュレーションの実施

(L2 (今時津波・津波来襲時潮位) × 2 ケース、L2 (今時津波・朔望平均満潮位) × 2 ケース)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第2項 被災地整理(P26)

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による災害で、壊滅的な被害を受けた本市の沿岸部において、安全で安心できる市民生活を確保するため、既存集落・産業用地等はもとより、再整備を図る各種津波防御施設の配置や住宅団地整備、産業立地の適切な配置検討を行うための基礎データを構築するためのものである。

①津波シミュレーションの実施

(L2 (今時津波・津波来襲時潮位) × 2 ケース、L2 (今時津波・朔望平均満潮位) × 2 ケース)

<平成 25 年度>

事業なし

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、当市沿岸部において約 2,000ha を超えるエリアが津波により浸水し、772 戸が流出するなどの甚大な被害を被っており、こうした家屋が全流出した地区を「災害危険区域」に指定した。

また、沿岸域の港湾・漁港施設や旅館等も被災した上、防潮堤や防災林(防風林)といった津波からまちを護る機能も喪失しており、今後、沿岸部において安全に安心した生活を再開し、産業復興を図ること等が急務となっている

関連する災害復旧事業の概要

津波浸水区域においては、新たな土地利用を検討する必要があるため、今後の防災対策や、住民意向などをもとに、今後の土地利用計画を策定中です。

今後の津波浸水区域のうち、家屋流出等、甚大な被害を受けた地域については、職業領域と居住領域を分離する方向で検討し、今後事業を実施する予定です。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	54	事業名	都市防災総合推進事業（各地区防災拠点整備事業）	事業番号	D-20-2
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		197,712（千円）	全体事業費		197,712（千円）

事業概要

■都市防災総合推進事業（各地区防災拠点整備事業）

市沿岸部など津波や地震の被害により、各地区自治組織の防災拠点である公共施設について全壊等大きな被害が生じているが、現集落内での再建を目指す中、地区活動の拠点となるべき公共施設の整備を行い、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図ることを目的とする。

▽事業量

各地区活動の拠点となるべき公共施設について整備を行い、各種自治組織の復興活動の拠点となるよう整備を実施する。

実施場所：中野、松川、新田、岩子、南飯渕、立切、獺庭、上古、大迎

整備内容：新たな活用拠点の整備

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第3項 被災地整理(P26)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

各地区活動の拠点となるべき公共施設について整備を行い、各種自治組織の復興活動の拠点となるよう整備を実施する。

実施場所：松川、新田、岩子、獺庭、中野、南飯渕、立切、上古、大迎

整備内容：新たな活用拠点の整備

<平成 25 年度>

※事業なし

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、当市沿岸部において約 2,000ha を超えるエリアが津波により浸水し、772 戸が流出するなどの甚大な被害を受けており、こうした家屋が全流出した地区を「災害危険区域」に指定した。

しかしながら、その他「災害危険区域」に指定はしないものの、津波の被害が大きな地域は多数ある。

その地域については、現集落内での自ら再建してもらうことを原則としており、地区内の対策として津波の被害を軽減する施策を実施することとしている。

そのような中、地区の拠点となる施設についても、早期に整備することが求められている。

関連する災害復旧事業の概要

市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。

また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	都市防災総合推進事業（防災情報通信ネットワーク整備）	事業番号	D-20-3
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	934,725（千円）		全体事業費	617,109（千円）	
事業概要					
<p>■都市防災総合推進事業（防災情報通信ネットワーク整備）</p> <p>災害時に地震、津波情報や、避難指示等の情報を一斉にかつ確実に伝達することによる、市民の生命・財産を守るため対策を行い、沿岸部をはじめとする本市の防災・減災対策の向上を図るために緊急情報伝達システムの整備を行う。</p> <p>また、防災行政無線だけでなく、メール、ラジオ等の多重化による情報通信体制を図り、より確実な防災体制の整備を図る。</p> <p>▽事業量</p> <p>①親局・遠隔制御整備、中継局(1) ②再送信子局(2) ③屋外拡声子局(80) ④戸別受信機配備(340)</p> <p>▼位置付け</p> <p>〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備（P43） （事業間流用による経緯の変更）（平成 28 年 10 月 13 日）</p> <p>事業進捗により事業費が、63,928 千円（国費：47,946 千円）減額したため、 道路事業（市街地相互接続道整備）（法定外道路）へ 27,939 千円（国費：H23 補正予算 20,954 千円） 道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 519 号線）へ 15,980 千円（国費：H23 補正予算 11,985 千円） 道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 88 号線）へ 20,010 千円（国費：H23 補正予算 15,007 千円） を流用。</p> <p>これにより、流用後交付対象事業費は 934,725 千円（701,043 千円）から、870,797 千円（653,097 千円）に減額。 （事業間流用による経緯の変更）（平成 29 年 1 月 19 日）</p> <p>事業進捗により事業費が、253,688 千円（国費：190,266 千円）減額したため、 D-1-19 道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：金草線）へ 93,334 千円（国費：H23 補正予算 70,000 千円） D-5-1 災害公営住宅家賃低廉化事業へ 160,354 千円（国費：H23 補正予算 120,266 千円）を流用。</p> <p>これにより、流用後交付対象事業費は 870,797 千円（653,097 千円）から、617,109 千円（462,831 千円）に減額</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 24 年度&gt;</p> <p>災害時に地震、津波情報や、避難指示等の情報を一斉にかつ確実に伝達することによる、市民の生命・財産を守るため対策を行い、沿岸部をはじめとする本市の防災・減災対策の向上を図るために緊急情報伝達システムの整備を行う。</p> <p>①防災情報通信ネットワーク整備に関する調査・設計 ②防災情報通信ネットワーク整備に関する設置工事</p> <p>&lt;平成 25 年度&gt;</p> <p>災害時に地震、津波情報や、避難指示等の情報を一斉にかつ確実に伝達することによる、市民の生命・財産を守るため対策を行い、沿岸部をはじめとする本市の防災・減災対策の向上を図るために緊急情報伝達システムの整備を行う。</p> <p>①防災情報通信ネットワーク整備に関する設置工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により、沿岸部の屋外拡声子局が 20 基中 16 基が大津波襲来の被害をうけ、同報系としては機能不十分の状態である。</p> <p>今後、このような状況で同規模の地震や大津波が襲来した場合には、確実な避難誘導の伝達体制として、市民を災害から身をを守る最低限の減災対応として万全ではない。</p> <p>このことから、沿岸部はもとより、集団移転等の復興住宅の形態も配慮して、より市民に身近な情報伝達機能の充実を図るため、子局増設や戸別受信機の配備を行う。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。</p> <p>また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	56	事業名	都市防災総合推進事業 (防災備蓄拠点整備事業)	事業番号	D-20-4
交付団体	市		事業実施主体 (直接/間接)	市	
総交付対象事業費	322,220 (千円)		全体事業費	322,220 (千円)	

事業概要

■防災備蓄拠点整備事業

震災の経験を踏まえ、今後の新たな災害発生に備えるため、防災対策に必要な拠点となる防災備蓄倉庫を整備する。防災備蓄倉庫では、必要な非常時における防災活動の拠点としても使用できるよう、防災機能を持たせることとする。現在の備蓄倉庫は、震災の影響により被害を受けたことも踏まえ、かつ、現在の倉庫の面積では、対応できなかったため、市が所有する相馬市八幡地区に必要となる面積を確保したものとする。防災備蓄倉庫は周辺的环境に調和した景観とし、かつ復興意識を高める施設とする。

▽事業量

- ①設計委託
- ②防災備蓄倉庫建設 (建築面積 : 約 1,300 m<sup>2</sup>)
- ③外構工事、

▼位置付け

[相馬市復興計画] 第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備 (P43)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ①設計委託
- ②防災備蓄倉庫建設 (建築面積 : 約 1,300 m<sup>2</sup>)
- ③外構工事

<平成 25 年度>

東日本大震災の被害との関係

震災時、全国からの寄せられた救援物資の受け入れをする際、受入場所 (備蓄場所) の確保および搬出をスムーズに行うことが課題となった。また、在庫数の管理についても適切に行うため、物資の搬入、保管、搬出の機能を十分に有した施設を整備する必要がある。

物資による支援を円滑に行うことで被災者の生活支援を早期に強力にバックアップするもの。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	57	事業名	学校施設整備事業費国庫負担事業 (相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業)	事業番号	A-1-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市
総交付対象事業費		31,380 (千円)	全体事業費		31,380 (千円)
事業概要					
<p>■相馬市立磯部小学校屋内運動場改築事業 東日本大震災により被災し、また構造上危険な状態となっている相馬市立磯部小学校の屋内運動場を改築し、現在学校教育に支障が生じている環境の改善を図る。あわせて避難所としての機能を持たせ、地域住民の安全を確保するために学校施設整備事業費国庫負担事業を実施する。</p> <p>▽事業量 磯部小学校屋内運動場の整備 建築面積 A=約 700 m<sup>2</sup> 旧屋内運動場の解体工事 建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事・杭事業工事 工事監理業務委託</p> <p>▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備(P45)</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 24 年度&gt; 旧屋内運動場解体工事 実施設計 地質調査 屋内運動場建築工事 工事監理</p> <p>&lt;平成 25 年度&gt; 屋内運動場建築工事 ※継続 工事監理 ※継続</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>当該施設の相馬市立磯部小学校屋内運動場は、築 49 年が経過してはいたものの、木造建築ということもあり、耐力は確保されていた。 しかしながら、東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた。 当該施設については、同学校周辺には代替えとなる地区体育館がなく、屋内体育授業や各種行事などに支障が出ているため、市としては早急に改築を実施したいと考えているが、災害復旧事業が適用されないため、文部科学省補助事業を活用して事業を進めるべきではあるが、当該補助を活用すると平成 25 年度以降の着手となってしまう、長期間での授業等への影響を考えると、市単独での事業を行わざるを得ない状況である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた内容について、復旧するための「公立学校施設災害復旧事業」を活用し、平成 24 年 1 月 12 日災害査定を受け、2 月 17 日より工事に着手した。 工事を実施し、外壁を撤去したところ、内部の木造部分が激しい劣化を確認され、外壁が撤去された状態では、耐力が確保されていないことや災害復旧事業で改修したとしても安全が確保できる状況ではないことが確認された。 5 月 7 日、県の担当者に確認したところ、災害として決定した部分以外は災害による損傷と見受けられないので、災害復旧事業は認められないとの回答があった。 また、文部科学省補助事業は該当すると思われるが、平成 24 年度予算での採択は困難であるとの回答があった。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	58	事業名	学校施設環境改善事業 (相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業)	事業番号	A-2-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市
総交付対象事業費		177,822 (千円)	全体事業費		177,822 (千円)
事業概要					
<p>■相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業 東日本大震災により被災し、また構造上危険な状態となっている相馬市立磯部小学校の屋内運動場を改築し、現在学校教育に支障が生じている環境の改善を図る。あわせて避難所としての機能を持たせ、地域住民の安全を確保するために学校施設環境改善事業を実施する。</p> <p>▽事業量 磯部小学校屋内運動場の改築 建築面積 A=約 700 m<sup>2</sup> 旧屋内運動場の解体工事 建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事・杭事業工事 工事監理業務委託</p> <p>▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備 (P45)</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 24 年度&gt; 旧屋内運動場解体工事 実施設計 地質調査 屋内運動場建築工事 工事監理</p> <p>&lt;平成 25 年度&gt; 屋内運動場建築工事 ※継続 工事監理 ※継続</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>当該施設の相馬市立磯部小学校屋内運動場は、築 49 年が経過してはいたものの、木造建築ということもあり、耐力は確保されていた。</p> <p>しかしながら、東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた。また、当該施設については、同学校周辺には代替えとなる地区体育館がなく、屋内体育授業や各種行事などに支障が出ているため、市としては早急に改築を実施したいと考えているが、災害復旧事業が適用されないため、文部科学省補助事業を活用して事業を進めるべきではあるが、当該補助を活用すると平成 25 年度以降の着手となってしまう、長期間での授業等への影響を考えると、市単独での事業を行わざるを得ない状況である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた内容について、復旧するための「公立学校施設災害復旧事業」を活用し、平成 24 年 1 月 12 日災害査定を受け、2 月 17 日より工事に着手した。</p> <p>工事を実施し、外壁を撤去したところ、内部の木造部分が激しい劣化を確認され、外壁が撤去された状態では、耐力が確保されていないことや災害復旧事業で改修したとしても安全が確保できる状況ではないことが確認された。</p> <p>5 月 7 日、県の担当者に確認したところ、災害として決定した部分以外は災害による損傷と見受けられないので、災害復旧事業は認められないとの回答があった。</p> <p>また、文部科学省補助事業は該当すると思われるが、平成 24 年度予算での採択は困難であるとの回答があった。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					



(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	59	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)	事業番号	C-1-2
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県	
総交付対象事業費	35,232(千円)		全体事業費	35,232(千円)	
事業概要					
<p>津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。このため、ほ場整備事業実施に必要な事業計画書を作成及び経済効果算定を行う。</p> <p>ハード事業は、農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を予定。</p> <p>受益面積 A=187ha(八沢地区相馬市分)</p> <p>【相馬市復興計画の記載】</p> <p>第2章基本計画-第2節ハード事業 第5項農業基盤整備(主な施策:土地改良事業)</p> <p>津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。</p> <p>【福島県復興計画の記載】</p> <p>(3) 新たな時代をリードする産業の創出</p> <p>④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり</p> <p>農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 実施計画策定					
<平成 25 年度>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災の津波により、相馬市沿岸部の約 1,500ha が浸水し、甚大な被害が発生した。</p> <p>地域農業の復興を図る上で、大規模経営など効率的営農を図る必要があることから、新たな土地利用計画に基づくほ場整備を実施するための事業計画書作成及び経済効果算定を行う。</p> <p>津波被災割合(津波被災エリア面積/地区面積)・・・187/187=100%</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成31年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	60	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:百槻和田線)	事業番号	D-1-27
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	289,000(千円)	全体事業費			522,210(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:百槻和田線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市岩子地区

事業内容:市道・百槻和田線 L=1,600m W=7m C= 522,210千円(岩子字宝迫から岩子字坂脇地区への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更)(平成27年3月31日)

人件費・資材費高騰及び補償物件追加により、本工事費、補償費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より151,826千円(国費:117,665千円)を流用。これにより、交付対象事業費は289,000千円(223,975千円)から、440,826千円(341,640千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更)(平成29年1月19日)

用地買収の難航による側溝の工法変更等により、本工事費が増額したため、◆D-21-3-1 雨水排水対策事業(岩子地区)より37,196千円(国費:28,826千円)を流用。これにより、交付対象事業費は440,826千円(341,640千円)から、478,022千円(370,466千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更)(平成29年10月11日)

工事内容変更により、本工事が増額したため、D-23-7 防災集団移転促進事業(高塚地区)より44,188千円(国費:34,245千円)を流用。これにより、交付対象事業費は478,022千円(370,466千円)から、522,210千円(404,711千円)に増額。

当面の事業概要

<平成24年度~平成31年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成25年度~平成29年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	61	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 88 号線)	事業番号	D-1-28
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	57,000(千円)	全体事業費			76,364(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 88 号線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市原釜地区

事業内容:市道・東部 88 号線 L=250m W=6m C=57,000 千円(原釜字大津から原釜字萩平地区への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P40)

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第9項 避難路の確保(P43)

(事業間流用による経緯の変更)(平成 28 年 10 月 13 日)

人件費・資材費高騰により、本工事が増額したため、D-20-3 都市防災総合推進事業(防災情報通信ネットワーク整備)より 19,364 千円(国費:H23 補正予算 15,007 千円)を流用。これにより、流用後交付対象事業費は 57,000 千円(44,175 千円)から、76,364 千円(59,182 千円)に増額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

<平成 26 年度>

《事業なし》

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成30年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	62	事業名	都市公園事業(原釜・尾浜地区防災緑地)※施設費	事業番号	D-22-1
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費	4,300,000(千円)		全体事業費	4,752,000(千円)	
事業概要					
<p>■原釜・尾浜地区 津波防災緑地整備 A=13.3ha 【公園種別:緩衝緑地】</p> <p>原釜・尾浜地区は、家屋が流出するなど壊滅的な津波被害を受けたことから、防災集団移転促進事業による高台移転が基本方針となっている。移転跡地は、水産業、漁業向けの土地利用のほかに観光産業に配慮した土地利用が計画されているため、海岸堤防と防災緑地等を整備することで津波被害の軽減を図り、併せて移転先の高台住宅地や内陸部の産業地の安全度向上を図ることとしている。</p> <p>これらの土地利用方針を踏まえ、防災緑地を整備するものである。</p> <p>原釜・尾浜地区防災緑地は、「相馬市地域防災計画」に、10戸以上の市街地を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能(津波の減衰、漂流物の捕捉)を位置づける予定である。</p> <p>「相馬市復興計画 Ver1.2(H24.3)」【第2節ハード事業】○第2項被災地整理②土地利用計画</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成24~25年度&gt; 地形測量、用地測量、緑地設計</p> <p>&lt;平成25年度~平成31年度&gt; 盛土工V=586,500m<sup>3</sup>、植栽工、園路工等施設1式</p> <p>&lt;平成32年度&gt; 施設台帳整備1式</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定(H23/10/31)を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進めることにより、背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。</p>					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	63	事業名	都市公園事業（原釜・尾浜地区防災緑地）※用地費	事業番号	D-22-2												
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）													
総交付対象事業費		3,250,000（千円）	全体事業費	2,856,250（千円）													
事業概要																	
<p>■原釜・尾浜地区 津波防災緑地整備 A=13.3ha 【公園種別：緩衝緑地】</p> <p>原釜・尾浜地区は壊滅的な津波被害を受け、家屋が流出するなど、甚大な被害があったエリアを災害危険区域に指定し防災集団移転促進事業を実施する。</p> <p>その移転跡地に、津波の減衰等を目的とする防災緑地を整備し、今次津波による浸水エリアで家屋流出までは至らず現位置再建を図る住宅への安全度の向上を図る。</p> <p>また、災害危険区域内の跡地利用として考えられている水産業や観光産業施設の津波被害を減じる効果もある。</p> <p>構造的には、防潮堤と相馬互理線の間を整備することとし、防潮堤と一体とし、防潮堤の裏へ盛土工丘陵地と樹林の組み合わせで減衰を図る計画としている。</p> <p>※「相馬市復興計画 Ver1.2」【第2節ハード事業】○第2項被災地整理②土地利用計画（27ページ）参照</p> <p>また、原釜・尾浜地区防災緑地は、「相馬市復興整備計画」及び「相馬市地域防災計画」に、10戸以上の市街地を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能（津波の減衰、漂流物の捕捉）を位置づける予定である。</p> <p>■事業費減（流用）による経費の変更（第23回）</p> <p>原釜・尾浜地区防災緑地（※施設費）への流用</p> <table><tr><td>（当初）</td><td>原釜・尾浜地区防災緑地</td><td>※用地費</td><td>3,250,000千円</td></tr><tr><td>（流用減）</td><td>原釜・尾浜地区防災緑地</td><td>※用地費</td><td>△393,750千円</td></tr><tr><td>（流用後）</td><td>原釜・尾浜地区防災緑地</td><td>※用地費</td><td>2,856,250千円</td></tr></table> <p>（事業間流用による経費の変更）</p> <p>平成31年度の原釜・尾浜地区防災緑地（※施設費）の予算確保のため、（相馬市）D-22-1 都市公園事業（原釜・尾浜地区防災緑地）※施設費へ393,750千円（国費：H25復興庁繰越分（当初分）262,500千円）を流用。</p> <p>これにより、流用後交付対象事業費は3,250,000千円（国費2,166,666千円）から2,856,250千円（国費1,904,166千円）に減額。</p>						（当初）	原釜・尾浜地区防災緑地	※用地費	3,250,000千円	（流用減）	原釜・尾浜地区防災緑地	※用地費	△393,750千円	（流用後）	原釜・尾浜地区防災緑地	※用地費	2,856,250千円
（当初）	原釜・尾浜地区防災緑地	※用地費	3,250,000千円														
（流用減）	原釜・尾浜地区防災緑地	※用地費	△393,750千円														
（流用後）	原釜・尾浜地区防災緑地	※用地費	2,856,250千円														
当面の事業概要																	
<平成24年度～令和2年度>																	
用地補償																	

東日本大震災の被害との関係

津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定（H23/10/31）を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進めることより、背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。

関連する災害復旧事業の概要

予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	65	事業名	学校施設環境改善事業（相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業：太陽光発電設備）	事業番号	A - 2 - 2
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市		
総交付対象事業費	8,316（千円）	全体事業費	8,316（千円）		
事業概要					
■相馬市立磯部小学校屋内運動場整備事業（太陽光発電設備） 東日本大震災により被災し、また構造上危険な状態となっている相馬市立磯部小学校の屋内運動場を改築し、現在学校教育に支障が生じている環境の改善を図る。あわせて避難所としての機能を持たせ、地域住民の安全を確保するために学校施設環境改善事業を実施する。 ▽事業量 磯部小学校屋内運動場の改築に伴う太陽光発電設備の整備 発電出力 5kwh ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備(P45)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
<平成 25 年度> 太陽光発電設備の整備					
東日本大震災の被害との関係					
当該施設の相馬市立磯部小学校屋内運動場は、築 49 年が経過してはいたものの、木造建築ということもあり、耐力は確保されていた。 しかしながら、東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた。また、被害を受けた内容について、復旧するための「公立学校施設災害復旧事業」を活用し、平成 24 年 1 月 12 日災害査定を受け、2 月 17 日より工事に着手した。 当該施設については、同学校周辺には代替えとなる地区体育館がなく、屋内体育授業や各種行事などに支障が出ているため、市としては早急に改築を実施したいと考えているが、災害復旧事業が適用されないため、文部科学省補助事業を活用して事業を進めるべきではあるが、当該補助を活用すると平成 25 年度以降の着手となってしまう、長期間での授業等への影響を考えると、市単独での事業を行わざるを得ない状況である。					
関連する災害復旧事業の概要					
東日本大震災により外壁全体にクラックが入り、部分によっては、大規模な剥落が生じた。また、建具にも歪みが生じ開閉が困難になるなど、被害を受けた内容について、復旧するための「公立学校施設災害復旧事業」を活用し、平成 24 年 1 月 12 日災害査定を受け、2 月 17 日より工事に着手した。 工事を実施し、外壁を撤去したところ、内部の木造部分が激しい劣化を確認され、外壁が撤去された状態では、耐力が確保されていないことや災害復旧事業で改修したとしても安全が確保できる状況ではないことが確認された。 5 月 7 日、県の担当者に確認したところ、災害として決定した部分以外は災害による損傷と見受けられないので、災害復旧事業は認められないとの回答があった。 また、文部科学省補助事業は該当すると思われるが、平成 24 年度予算での採択は困難であるとの回答があった。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	66	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (漁港環境整備事業)	事業番号	C-1-3
交付団体	福島県	事業実施主体 (直接/間接)	福島県		
総交付対象事業費	1,210,000 (千円)	全体事業費		1,183,176 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により、松川浦漁港においては岸壁や防波堤等の漁港施設とともに、漁港区域内にあり、漁業関係者の憩いの場所として利用されていた緑地等の環境施設も甚大な被害を被った。特に、当該地域は県立自然公園に隣接する環境施設であるため、施設の復旧が必要不可欠であり、漁業関係者をはじめとする利用者はその実施を強く求めている。一刻も早い漁港環境施設の復旧とともに安全な賑わいの場の創出により、被災からの復興及び振興に寄与するものである。</p> <p>【松川浦漁港 漁港環境施設・改修 (緑地・便所・休憩所等) N=1 式】</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 31 年 1 月 11 日) 事業完了により事業額が確定したことに伴い、26,824 千円 (国費 20,118 千円) の残額が生じたことから、既配分額の流用により充当することで、効率的な予算執行を図るため、相馬市 C-1-4 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業) 八沢地区へ 26,824 千円 (国費: 20,118 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は、1,210,000 千円 (国費 907,500 千円) から 1,183,176 千円 (国費: 887,382 千円) に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成 25 年度&gt;</p> <p>測量・設計 (広場、駐車場、照明、植栽、便所等測量設計)</p> <p>&lt;平成 26 年度&gt;</p> <p>測量・設計 (照明、便所等測量設計)</p> <p>本工事 (広場、駐車場、植栽、雑工工事)</p> <p>&lt;平成 27 年度~平成 28 年度&gt;</p> <p>本工事 (広場、駐車場、照明、植栽、その他施設、便所工事)</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災での地震・津波により、前面の岸壁や防波堤の漁港施設はもとより、周辺の緑地や便所等の漁港環境施設においても甚大な被害を被った。</p> <p>【松川浦地区の被害状況】</p> <p>松川浦地区では、津波により、漁港施設及び漁業集落が浸水区域となった。</p> <p>相馬市全体として全壊が 1,087 棟となっており、うち津波による流出が 772 棟であった。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>① 前面の岸壁・防波堤等の漁港や海岸施設 : 漁港災害復旧工事 (県施工)</p> <p>② 水産業共同利用施設 : 水産業共同利用施設復興整備事業 (市施工)</p>					



(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成31年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	67	事業名	漁港環境整備事業 (農山漁村地域復興基盤総合整備事業)	事業番号	◆C-1-3-1
交付団体	福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県		
総交付対象事業費	285,000(千円)	全体事業費	273,302(千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により、松川浦漁港においては岸壁や防波堤等の漁港施設とともに、漁港区域内にあり、漁業関係者の憩いの場所として利用されていた緑地等の環境施設も甚大な被害を被った。特に、当該地域は県立自然公園に隣接する環境施設であるため、施設の復旧が必要不可欠であり、漁業関係者をはじめとする利用者はその実施を強く求めている。一刻も早い漁港環境施設の復旧とともに安全な賑わいの場の創出により、被災からの復興及び振興に寄与するものである。</p> <p>【松川浦漁港 海岸環境施設・改修(遊歩道・棧橋) N=1式】</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成31年1月11日) 事業完了により事業額が確定したことに伴い、11,698千円(国費9,358千円)の残額が生じたことから、既配分額の流用により充当することで、効率的な予算執行を図るため、相馬市C-1-4農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)八沢地区へ11,698千円(国費:9,358千円)を流用。これにより、交付対象事業費は、2,850,000千円(国費228,000千円)から273,302千円(国費:218,642千円)に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;平成25年度&gt;測量・設計(遊歩道・棧橋)</p> <p>&lt;平成26年度&gt;</p> <p>&lt;平成27年度&gt;本工事(遊歩道・棧橋)</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災での地震・津波により、前面の岸壁や防波堤の漁港施設はもとより、周辺の遊歩道及び棧橋においても甚大な被害を被った。</p> <p>【松川浦地区の被害状況】</p> <p>松川浦地区では、津波により、漁港施設及び漁業集落が浸水区域となった。</p> <p>相馬市全体として全壊が1,087棟となっており、うち津波による流出が772棟であった。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>① 海岸保全施設 : 漁港災害復旧工事(県施工)</p> <p>② 水産業共同利用施設 : 水産業共同利用施設復興整備事業(市施工)</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-1-3
事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業

交付団体	県
基幹事業との関連性	
<p>事業を施行する松川浦は、県内屈指の観光地であり平成 28 年の観光シーズン前に観光道路である大洲松川浦ラインが再開通する予定で多くの観光客が訪れることが予想され、道路に隣接した今回交付申請する箇所も多くの観光客の利用が予想される。</p> <p>当該事業は、松川浦の尾浜地区の遊歩道及び棧橋等の復旧事業で、基幹事業は隣接した駐車場等を復旧する事業である。</p>	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	68	事業名	災害公営住宅整備事業（刈敷田地区）	事業番号	D-4-6
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		2,386,165（千円）	全体事業費		2,386,165（千円）
事業概要					
■災害公営住宅整備事業（刈敷田地区） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 刈敷田地区 災害公営住宅戸建 70 棟、アパートタイプ 4 棟の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度～平成 26 年度> 刈敷田地区災害公営住宅建設工事（アパートタイプ） 1 棟 9 戸 4 棟の整備 （1 戸建住宅） 70 戸の整備					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（約 1,400 世帯）が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	69	事業名	災害公営住宅整備事業 (荒田地区)	事業番号	D-4-7
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		1,216,462 (千円)	全体事業費		1,216,462 (千円)
事業概要					
■災害公営住宅整備事業 (荒田地区) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 荒田地区 災害公営住宅戸建 65 棟 ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度～平成 26 年度> 荒田地区災害公営住宅建設工事 (1 戸建住宅) 65 戸の整備					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (約 1,400 世帯) が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	70	事業名	災害公営住宅整備事業 (南ノ入地区)	事業番号	D-4-8
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)	
総交付対象事業費		842,352 (千円)	全体事業費	842,352 (千円)	
事業概要					
■災害公営住宅整備事業 (南ノ入地区) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 南ノ入地区 災害公営住宅戸建 46 棟の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)					
当面の事業概要					
<平成 25 年度～平成 26 年度> 南ノ入地区災害公営住宅建設工事 (1 戸建住宅) 46 戸の整備					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (約 1,400 世帯) が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	71	事業名	災害公営住宅整備事業（鷲山地区）	事業番号	D-4-9
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		1,809,392（千円）	全体事業費		1,809,392（千円）
事業概要					
■災害公営住宅整備事業（鷲山地区） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 鷲山地区 災害公営住宅戸建 89 棟の整備 ▼位置付け 〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度～平成 25 年度> 鷲山地区災害公営住宅建設工事 (1 戸建住宅) 89 戸の整備					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（約 1,400 世帯）が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	72	事業名	下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） （細田地区）	事業番号	D-21-1
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	5,344,563（千円）		全体事業費	4,993,360（千円）	

事業概要

■下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

対象面積 細田地区、43.9ha

事業内容：ポンプ場用地買収、管路整備、仮排水、ポンプ場及び付帯施設・設備整備

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)

事業進捗により事業費が、351,203 千円(国費：263,402 千円)減額したため、道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：日下石上石線)へ 351,203 千円(国費：H26 予算 263,402 千円)を流用。これにより、流用後交付対象事業費は 5,344,563 千円(4,008,421 千円)から、4,993,360 千円(3,745,019 千円)に減額

当面の事業概要

<平成 24 年度>

①都市計画決定、下水道事業の変更認可等の手続き

<平成 25 年度>

①ポンプ場用地等の用地買収

②管路整備

③ポンプ場基礎工事及び上屋工事

④仮排水

<平成 26~27 年度>

①ポンプ場基礎工事及び上屋工事

②機械・電気工事

③仮排水

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下(40cm程度)が発生した。

特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。

また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。

対策として道路及び宅地の嵩上げ等も考えられるが、浸水影響範囲が広くかつ嵩上げだけでは対処できないほど地盤沈下をしている状況である。

については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設を整備し、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。

関連する災害復旧事業の概要

被災地域については、道路、水道、公共下水道(汚水)等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	73	事業名	下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） （尾浜地区）	事業番号	D-21-2
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	3,204,377（千円）		全体事業費	2,968,147（千円）	

事業概要

■下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

対象面積 尾浜地区、61.6ha

事業内容：ポンプ場用地買収、管路整備、仮排水  
ポンプ場及び付帯施設・設備整備

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)  
〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)

事業進捗により事業費が、236,230 千円(国費：177,172 千円)減額したため、  
D-1-18 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：法定外道路)へ 236,230 千円(国費：H25 予算 177,172 千円)を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 3,204,377 千円(2,403,281 千円)から、2,968,147 千円(2,226,109 千円)に減額

当面の事業概要

<平成 24 年度>

①都市計画決定、下水道事業の変更認可等の手続き

<平成 25 年度>

①ポンプ場用地等の用地買収 ②管路整備  
③ポンプ場基礎工事及び上屋工事 ④仮排水

<平成 26 年度～平成 27 年度>

①ポンプ場基礎工事及び上屋工事 ②機械、電気工事 ③仮排水

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下(40 cm程度)が発生した。  
特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。  
また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。  
対策として道路及び宅地の嵩上げ等も考えられるが、浸水影響範囲が広くかつ嵩上げだけでは対処できないほど地盤沈下をしている状況である。  
ついでには、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設を整備し、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。

関連する災害復旧事業の概要

被災地域については、道路、水道、公共下水道(汚水)等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	



(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	74	事業名	雨水排水対策事業 (尾浜地区)	事業番号	◆D-21-2-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	565,000 (千円)	全体事業費		355,500 (千円)	
事業概要					
■雨水排水対策事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備するが、雨水排水区域の規模縮小を図るための道路嵩上箇所の背後地の盛土及び家屋の嵩上げ等を実施する。					
▽事業量 対象面積 尾浜地区、約 1ha 事業内容：民地、道路の嵩上げ、曳家、営業補償等の移転費用					
▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備 (P40) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備 (P43)					
(事業間流用による経費の変更) (平成 26 年 3 月 31 日) 負担金及び補償費の事業費精査により測量設計費が 161,250 千円 (国費：129,000 千円) 減額したため、◆D-21-3-1 雨水排水対策事業 (岩子地区) へ 134,500 千円 (国費：107,600 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 565,000 千円 (国費：452,000 千円) から 430,500 千円 (国費：344,400 千円) に減額。					
(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日) 事業進捗により事業費が、75,000 千円 (国費：60,000 千円) 減額したため、D-1-18 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道：法定外道路) へ 75,000 千円 (国費：H23 補正予算 60,000 千円) を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 430,500 千円 (344,400 千円) から、355,500 千円 (284,400 千円) に減額					
当面の事業概要					
<平成 25 年度～平成 26 年度> ①民地、道路の嵩上げ、曳家、営業補償等の移転費用					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下 (40 cm 程度) が発生した。 特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に 2 回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。 また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。 対策として下水道による強制排水を行うことを考えていたが、対象範囲が広く、かつ事業費が大きくなるため、一部区域を盛土による嵩上げを行うことによって、経費を抑えることができ、より効果的な対策が講じられる。 については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設と併せて民地、道路の嵩上げを行い、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災地域については、道路、水道、公共下水道 (汚水) 等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	D-21-2				
事業名	下水道事業 (公共下水道 (雨水幹線) 整備事業) (尾浜地区)				
交付団体	相馬市				
基幹事業との関連性					
嵩上げによる排水区域の規模を縮小化することで下水道事業の事業費削減を図る。					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	75	事業名	下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業） （岩子地区）	事業番号	D-21-3
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		175,100（千円）	全体事業費		90,838（千円）

事業概要

■下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

対象面積 岩子地区、7ha

事業内容：ポンプ場用地買収 管路整備 ポンプ場及び付帯施設・設備整備

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)

事業進捗により事業費が、84,262 千円(国費：63,196 千円)減額したため、

D-1-18 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道：法定外道路)へ 84,262 千円(国費：H23 補正予算 63,196 千円)を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 175,100 千円(131,325 千円)から、90,838 千円(68,129 千円)に減額

当面の事業概要

<平成 24 年度>

①都市計画決定、下水道事業の変更認可等の手続き

<平成 25 年度>

①ポンプ場用地等の用地買収

②管路整備

<平成 26 年度>

①管路整備

②ポンプ場基礎工事及び上屋工事

<平成 27 年度>

①機械、電気工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下(40 cm程度)が発生した。

特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、和田地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に2回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。

また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。

対策として道路及び宅地の嵩上げ等も考えられるが、浸水影響範囲が広くかつ嵩上げだけでは対処できないほど地盤沈下をしている状況である。

については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設を整備し、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。

関連する災害復旧事業の概要

被災地域については、道路、水道、公共下水道(汚水)等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	